

滋賀県環境影響評価審査会議事録

1. 日時 平成30年3月20日(火) 14:00~15:30
 2. 場所 滋賀県大津合同庁舎7-D会議室
 3. 議題 (1) 滋賀県版環境影響評価技術ガイドについて
(2) その他
 4. 出席委員 市川会長、和田副会長、浦部委員、奥村委員、鳥居委員、中井委員、平山委員、堀委員、水原委員
 5. 内容 (1) 滋賀県版環境影響評価技術ガイド(最終案)についての説明および質疑応答
(2) その他
-

【議事概要】

○議題(1)について

【事務局より滋賀県版環境影響評価技術ガイド(最終案)について説明】

(会長)

ただ今の説明について、委員の皆様からのご意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

(委員)

滋賀県で、技術ガイドのなかに、歴史的遺産分野を作るということになり、文化財の観点からは、大変ありがたいことです。

おそらく、説明にあったようにアンケートの中で一番分かりにくいというのが、内側から見るという部分。「文化財からの風景」ということが、分かりづらいのかもしれないということに変更になったと思うが、逆に「文化財の内部から見る」というのも、非常に分かりづらいのではないか。

例えば、4ページの③の最後に、「文化財の建築の窓越しに眺める景色や、借景庭園の見え方への影響等」と具体例があがっているのですが、この具体例であれば、見えるものすべてに影響してくることになる。

文化財から見える風景の景観が変わるということが影響を与えるものを考えると、庭園しかない。庭、とりわけ借景庭園に関しては、庭の外側の景色を取り込んだということで、これは外の景観を意識して造っている。それ以外のものは、例えば古墳を造るときには景観を意識して造っているのかということ、城であっても、景観ということはおそらく意識し

いていない。おそらく、領域支配、テリトリーとして、場所を見るということを意識していただろうが、当時の景観のまま残す必要があるのかどうかと考えると、具体的に思いつくのはやっぱり庭しかない。

括弧書は極力避けるということが前提にあったが、「文化財（庭園等）」という形にできれば、わかりやすいのではないか。

（事務局）

例のところは、「文化財（庭園等）」と修正することとします。

（会長）

「文化財（庭園等）」とするのは、ここの一か所だけでよろしいですか。

（委員）

いや、もちろん全項目に。この文化財の内部からの見え方というところは、できれば「文化財（庭園等）」としていただけるとありがたい。

（事務局）

「庭園」だけではなく、「等」は、あった方がよいのでしょうか。

（委員）

今のところ、思い浮かんだのは庭園だけなのですが、ひょっとして庭園以外に景観を意識したもの、例えば、抽象的になってしまうが、景観を意識して造った近代建築であるとかは、あるかもしれない。

（会長）

「文化財（庭園等）の建築の窓越しに眺める」と、こう続くと、文章としておかしくないですか。

（委員）

4ページの③に関しては、このアンダーラインのところを削除していただいて、「文化財（庭園等）の見え方への影響等」でよいのではないか。

（会長）

では、「文化財（庭園等）の見え方への影響」、最後の「等」はいらないとなる。

（事務局）

③の見出しでは、「文化財（庭園等）の内部からみる風景の変化」でよろしいですか。

（委員）

はい。それがいいと思う。

（会長）

「文化財（庭園等）の内部から」というと、庭園の内部からということですね。庭園の内部というのが、私としてはピンとこない。

（委員）

この問題になったのは「文化財からの風景」というのが分かりにくいということで、「文化財の内部から」に変えられたと思うので、「文化財（庭園等）からの風景」にして、「内部」を取ってもいいと思う。本来は、「文化財からの風景」でよかったのですが、分かりにくいということで「文化財の内部」という言い方になったのですが、逆に「文化財の内部」の方が分かりにくいと思った。このアンケートなどを見ても、おそらく皆さんが想定されているのは庭だろうと考えられるので、そうなると、「文化財（庭園等）からの風景」でいいのかと思う。

（会長）

「文化財の内部（庭園等）からの風景」ではどうですか。

（委員）

一緒だと思います。「文化財の内部」という言い方が非常に分かりづらいのではないかと考えたので、「文化財（庭園等）からの風景」でいいと思います。「内部」というのを入れることによって、非常に分かりづらくなったと思ったからです。

（委員）

①や②にも、「文化財の直接改変」、「文化財と一体となった周辺環境の変化」とあるのですけれど、この「文化財」は庭園だけではないですね。

（委員）

もちろん。要するに、外側から見る文化財の景観というのは、これはいろんなものが意識されて造られていると思うのですが、文化財から見る景観については、おそらく今のところ意識されているのは庭しかないのではないかと。ただ、近代の建物などでその可能性の高いものが当然あると思うので、等にした方がよいと思う。

(委員)

以前の案件で、神社があつて、そのギリギリの場所から、家が建つ計画になっていました。それで、神社には、影響しないのかなと思ったのです。ああいうのも文化財から見た景観。例えば神社の森などを削ると、神社から見たときにうっそうと茂っていた森が、薄くなるみたいなことは、どのような位置づけになるのでしょうか。

(委員)

その論法でいくと、現在の景観は全て変えられないということになります。

(会長)

今の例は、部分的には景観もあるかもしれないが、おそらく文化財の直接改変ではないかと。

(委員)

今までは田んぼだったにもかかわらず、神社からはよく家の状況が見えることになるというようなことについてはどうでしょうか。

(委員)

それは、神社を造った段階で、景観を含めて神社を造ったのかということ。要するに、庭は景観を含めて作成しているので、これは配慮が必要なだけでも、神社であれ、城であれ、古墳であれ、周囲をそのテリトリーとして、造ったことには間違いはないけれども、景観を意識して造ったものかということだと思います。ですから、景観として見える風景をどう守っていくかということなので、文化財がすべて景観を意識して造ったということになると、景観の改変というのはすべてに及んでしまうという可能性を含むことになる。当時の人たちが、この景色を意識して造った文化財はいったい何であったのかというのが、文化財から見た風景ということだろうと、私は解釈している。

(委員)

庭園でも、庭園外の山も含めた庭だという意味ですね。

(委員)

いわゆる借景庭園ですよ。

(委員)

個々の場合によって、違うわけですね。

(委員)

もちろん、庭でも借景庭園の場合にそれが当てはまるのであって、例えば中庭的なものであると、おそらく借景を意識していないような庭もあるわけです。

(会長)

「文化財の内部」という言葉がよければ「文化財の内部（庭園等）から見る風景」として、よいでしょうか。

(委員)

はい。私自身は逆に内部というのがすごく理解しづらかったのですが、内部の方が分かりやすいとの意見があるので、それで結構かと思います。

(会長)

文化財から見たとすると、他のところの説明と混乱しそうになるので、ここだけは明らかに内部ということを強調したいのだと思うので、「文化財の内部（庭園等）」としましょう。

では、他の項目でありましたら。

(委員)

最初にこのガイドを策定するにあたって、滋賀県らしさを出しましょうという意見が出て、最初の前書きなどは非常によく書かれていると思いました。ただ、1ページの下の方の記念物のところで、滋賀県は海なし県と言われているのに、「海浜」を具体例であげられています。最初の前文のところで、すごく滋賀県らしさが出ているのですが、その後の調査の部分では、途端に全国版に変わっているようであって。文化的景観のところは棚田があって、滋賀県でも有名だと思うので、「棚田、里山、用水路等」とありますが、湖岸とか水辺とか、琵琶湖を中心とした水辺的なもの、湖岸的なものの具体例があった方が、すごく滋賀県らしく、そこに文化財ですとか伝承物というのが、具体例として書かれる方がよいのではないかと思います。

それと、関連して、伝承文化の20ページの一番上のほうの伝説、言い伝えのところ、具体例が書かれています。すべてを包括すると確かに「災害」という言葉が出てくるのだとは思いますが、琵琶湖の氾濫とか、暴れ川、天井川とかいろいろありましたので、災害のなかでも、特に「水害」という言葉を出して、伝説とか言い伝えとかが、かなりたくさんあるのだと思うので、例えば「災害」というふうにした方がよいと思います。具体例のところ、もう少し滋賀県の、特に琵琶湖を含んだ「らしさ」を入れていただければ、事業者の方にも分かりやすいのではないかと思います。

(会長)

少なくとも1ページの「海浜」はやめて、「湖岸」とかにしてはどうですか。

(委員)

「海浜」については解説のところ、「文化財保護法で規定されている文化財のうち」ということであり、文化財保護法で決まっております。残念ながら「湖沼」は、その中には入っていないです。ですから、現行の文化財保護法に則ると、この表現になってしまうのです。文化財保護法を抜くわけにはいかないのです、どうしてもこの海浜は抜くわけにはいかないかと思えます。

(会長)

ここは具体例だから、滋賀県の場合、海浜はあり得ないわけで、「海浜」は抜いたらいいのではないですか。

(委員)

そうすると、滋賀県で指定を受けていない「橋梁」なども抜くことになると思うのです。「海浜」だけではないわけです。滋賀県で指定されていないものは、抜いておくべきと思う。

(会長)

事務局でその作業をしていただけますか。

(事務局)

指定されていないものを抜くという結論であれば、事務局で調べさせていただきます。若しくは、残しておくという判断もあるかと思うのですが、いかがですか。

(委員)

例えば、橋梁が、現在文化財に指定されているものがなかったとしても、将来的に指定されるという可能性としてはあるわけです。だから、そういう意味では、可能性があるものは抜かない方がよいかと。ただ、海浜はないから、抜いてもいいのかと考えます。

(委員)

ひょっとすると琵琶湖岸を、海浜として扱われる可能性がないわけでもないように思えます。

(委員)

文化財の法律等で規定されている内容を詳しく知らないところもあるので、絶対それが入っていないとおかしいという指摘があるのであれば、「海浜」を残さなくてはいけないのかもしれないですけど。それであれば、いわゆる本来の一般的なマニュアルに載らない湖岸、水辺について、どこかで触れるような箇所がほしいと思います。

(会長)

言われたように、将来、入る可能性のあるものは残すとして、琵琶湖岸を海浜扱いするというのは、どのくらい起こり得ることなのか。それが、現状で起こり得ないのであれば、海浜を抜くということによいと思うのですが。

(委員)

文化財保護法のところで、具体例に全部「等」と付いています。海浜を残した場合に、その「等」に、さらに湖岸とか湖的な言葉を入れて、「等」とすることは、法律的な規定としてはいかがなのでしょう。

(委員)

三保の松原などが、海浜として国の記念物、つまり名勝になっているわけですけど、例えば、これから琵琶湖岸の浜辺を名勝にしていこうとなると、当然この「等」で読まれると思います。文化財保護法ですから、滋賀県らしさというのをどこまで出せるかわからないのですけど、できれば、文化財保護法についてはその通り書いておくべきだろう。将来的に海浜だから琵琶湖岸が外されるということはおそらくあり得ないだろうと思うので、この「等」でもって、指定というのはあり得るだろうと思います。

(会長)

海浜は残した方がよいということですか。

(委員)

文化財保護法に載っている形で、ここの有形文化財については残しておくべきだろうと思います。

(会長)

琵琶湖岸を海浜という扱いにされる可能性があるので、残しておくことにしましょう。「災害」については。

(委員)

「災害（水害等）」とするのか、括弧は避けるという意味で水害を含む災害全体みたいな

形の言葉で入れるべきなのか。水害とあった方が、より具体的にわかりやすいのではないかという思いで、気になった点としてあげさせていただいた。

(委員)

水害は多いかと思います。けっこう地震の話も多いのです。

(会長)

では、「災害」をやめて、「水害、地震等」でよろしいですか。

滋賀県で一番代表的な災害というと、伝説、言い伝えとして残っているものとしては、水害と地震ですか。

水害は、言い伝えが残っていますよね。

(委員)

地震も割とあります。他に、雪が降っていることなども。でも、言い伝えというのは集落ごとにあるもので、その辺のところがあいまいなので。

(会長)

代表的な例だから、水害が多ければ、「水害、地震等」で「等」に含めることで。

(委員)

台風もあるでしょう。風水害にしておけば。

(会長)

それだけあるのであれば、災害ですかね。

(委員)

「災害」というのは、いろんな言い伝えとして、例えばよその地方であれば、何とかなの大火事というのもありますし、海だったら津波も災害に入るかと。大きな意味の「災害」というのはそれでいいかと思いつつ、ただ、具体的に調査を考えてくださいということで、事業者がこの具体例を見た場合に、いわゆる日本全国统一版みたいな感じでトーンダウンしてしまっているの、どこか1個くらいは、滋賀県らしさの何かが入ればいいのか、具体例を見ていたのですけれど。

事業者は、色々なことを調べないといけないと思いますし、配慮書にしても方法書にしても調査を進める場合には、ここの伝承文化について調べることになります。確かに災害はいろいろあるという話ですけど、「災害」と書いた場合に、実際にガイドを使われる側の方はピンとくるのでしょうか。漠然と「災害」というところから入るのかということも

あったので、水害とか地震とか、具体的に二つ三つあげて、災害等としてはどうですか。

(会長)

それでは、伝説になっているもので、水害と地震のほかに何か。

(委員)

水害等の災害とされるのが、滋賀県的ではないか。

(会長)

では、水害等の災害とします。

(委員)

表の中で、「音楽、舞踊」と「地域に伝わる祭り、行事」の2箇所に具体例がない。

(会長)

「地域に伝わる祭り、行事」は、これ以上具体的に書けないということですよ。それこそ固有の名前になってしまうということで、おそらく、そういうことで書けなかったのかと思うのですが。

(事務局)

具体例をあえて書かなくても、現実にはアセスをしようとするエリアが確定されれば、地域に伝わる祭り、行事であったり、音楽のようなものも、イメージできるかと思いますが。

(委員)

近江らしさでいえば、「音楽、舞踊」のところに、雨乞い神事で国縣市町村指定の太鼓踊りというのがたくさんある。だから太鼓踊りを具体例に入れたら、その滋賀県らしさというものは出るのではないか。

(会長)

では、「音楽、舞踊」に太鼓踊りを入れて、「祭り、行事」のところに何か入れればいいですね。

(委員)

「音楽、舞踏」と「祭り、行事」を一つにまとめて、「祭り、行事」だけでもいいのではないかと思うんですけど。

(事務局)

今のご意見を聞かせていただいて、例えば「地域に伝わる祭り、行事、音楽、舞踊」の具体例として、「太鼓踊り等」とするのはいかがでしょうか。

(委員)

滋賀県らしさで言えば、例えば湖北の「オコナイ」というのは、日本でもほぼ湖北にしかないような行事だと思う。それから、祭り行事の中には、「雨乞い」とか、「オコナイ」だとか、実は様々な祭りがあると思うのです。一つずつの祭りを具体例に入れるわけにはいかないけれども、今の「雨乞い」とか「オコナイ」は、特に滋賀県らしいのではないかと思う。

(委員)

どちらかという、太鼓踊りは、もしかしたら行事の方です。「音楽、舞踊」というと、民謡とかそういうイメージで、太鼓踊りは祭礼に関わってくるようなものです。

民謡と言ったのですが、滋賀県の場合、歌だけが出たものというのがない。囃子にしても曳山祭りについてきます。

(委員)

それぞれが単独で行われることが無いのであれば、一つにまとめてもよいのではないか。

(委員)

その祭礼、いわゆる祭りと、行事と、それに音楽が関わってくるのであれば、事務局の提案のように一まとめにするのはどうか。

(委員)

その方がいいように思います。

(会長)

では、そこに太鼓踊りも入れておけばいいですね。

他に、いかがでしょうか。

(会長)

3ページの調査地域のアの調査地域の設定の2行目に、「以下の観点」という部分。間に5行くらい文章が入ってしまったので、「以下①から④の観点」としてはどうか。

6ページの3行目の「文化財所管部局の意見等の根拠」とあるが、言いたいことは抽出にあたっての根拠という意味だと思うので、「文化財所管部局の意見等を明らかにする」ま

たは、「文化財所管部局の意見等、抽出にあたっての根拠」とした方が良い。そういう意味ではないですか。

(事務局)

意味としてはそういう意図で書いております。

根拠は残しておいた方がよいかと思いますので、「文化財所管部局の意見等、抽出にあたっての根拠」と修正させていただきます。

(会長)

9ページの事例紹介のところで、ここには全て「南草津プリムタウン」のことを書いているので、事業名を表の外へ出して、(1)、(2)、(3)と書いていってはどうですか。

(事務局)

(1)の事業概要の上の方に、紹介事例として南草津プリムタウン土地区画整理事業とさせていただきます。

(会長)

10ページの、(3)環境影響評価の概要で、アで調査、イで予測、ウ、エが文章になっているのだけど、ここも四角に囲った方が分かりやすい。

19ページの伝承文化の上の文章、2段落目の1行目に、「伝承文化は」とあって、「行事、信仰」の後の「対象」はいらないです。「行事、信仰の場を対象としている」でいいです。

(事務局)

最初の方の「対象」は削除させていただきます。

(会長)

23ページの(6)の根拠のところ、26ページの事業名のところも先ほどと同じです。他の先生方も、細かいところでも気が付いたことがあればお願いします。

(委員)

19ページの下の方のところで有形民俗文化財と書いてあるのですが、22ページの表の調査すべき情報だと無形民俗文化財となっています。19ページは無形民俗文化財ですか。

(委員)

両方とも無形民俗文化財です。

(委員)

1 ページのところ、表に有形民俗文化財とありますけれど、具体例のところ「無形の」と書いてあります。これは、「有形」ですか。「無形の民俗文化財に用いられる」というのが合っているのか、「有形の民俗文化財に用いられる」なのか。

(委員)

「無形の民俗文化財に用いられる有形文化財」、祭りなどは無形ですが、そこに使う道具は有形なのです。

(委員)

では、1 ページは「無形」でよくて、19 ページは「無形」に修正ですね。

(委員)

漠然と考えていたのですが、1 ページの有形民俗文化財というのは、有形文化財の中で取り扱っていいのですか。文化財というのは、文化財と民俗関係の民俗文化財というのがあって、有形でも民俗文化財というのはどちらかというと、伝承の方に普通は属します。ここに入っているということで、よろしいですか。

(委員)

いわゆる文化財保護法に則る扱いではなく、ここはアセスに関する取り扱いということでいいのですよね。

(事務局)

はい。

(委員)

書き方についてコメントさせていただきます。16 ページは、「文化財関係窓口」とあるので、「名称」ではなく「関係窓口」と書かれた方がよいと思います。引き続き17 ページは「文化財関係法令」であれば「名称」は「関係法令」だと思います。「備考」は、おそらく最後のところの何処どこ町というのが無いので、指定が天津市、京都市とか、長浜市とかいうように書かれているのであれば、例えば文化財保護法が国の法令であってというところを、そこを備考にするのか書き方は別として、備考を埋められた方がよいのかなと思いました。18 ページの10 番の文化財関係参考文献、ここは「資料名」になっているのですが、「備考」に何も書くことが無ければ、後で入れることがあるからと準備されているの

かもしれないですが、削除してもかまわないと思います。

18ページの10の参考文献のところ、「1まず確認すべき資料」で3つ書いてありますが、8、9、10のところには、説明を一文入れてはどうですか。例えば「関係窓口は以下のようなところがある」、「関係法令には国や県内には以下のような条例がある、参考にされたい」、「最初に文化財の確認する資料というのは、こういったような三つの資料というのが参考になる。これ以外に2番目として、これまでに掲載された文化財関係の資料等は以下のとおりである。」などがあった方が、よりガイドライン的ではないかと思えます。

(事務局)

何か一文をご指摘のところそれぞれに加えたいと思います。また、備考についても検討します。

(委員)

17ページの、彦根市文化財保護条例のところに「(条例の有無を確認)」とありますが、これは何でしたか。

(事務局)

不要ですので、削除します。

(会長)

だいたいよろしいですか。

(委員)

これ、刊行はいつでしたか。

(事務局)

はっきりとは決めておりません。分冊形式なので、今回の部分ができましたら、その時点で思っております。

(委員)

3月に文化財保護法が改正されて、文化財関係窓口は、教育委員会部局から外れてもよいということになるので、おそらく近いうちに教育委員会部局から、知事部局や市町村部局に移る可能性が大きいと思います。

(会長)

今のような話であったら、部分的な改訂は審査会には報告でいいと思うので、差し替え
できるでしょうか。

(事務局)

はい、できます。

(委員)

10から15ページの文化財関係知事意見は、例を紹介しただけですか。

(会長)

これは、例ではなくて、最近何年かの意見をすべて出したものですね。

(委員)

ここにも、最近の案件を紹介しますとか文章を入れておかないと、意味が分からないで
しょう。

(事務局)

それでは、平成〇年度から〇年度の事業についてということを示させていただきます。

(会長)

いくつかご意見がありましたけれど、もう一度事務局で整理していただいて、最終版に
ついては私と事務局で相談して対応することよろしいですか。特に専門的なところは、
場合によって、〇〇委員、〇〇委員に確認いただくとして、そのように進めさせていただ
きます。

○議題（2）について

特になし

[終了]